

# 日本交通学会年報編集委員会規程

2007年5月25日

理 事 会

## (目的)

第1条 日本交通学会は、日本交通学会会則第3条に定められた事業のうち、研究報告会の企画立案、機関誌『交通学研究』の編集等を行うことを目的として、年報編集委員会をおく。

## (業務)

第2条 編集委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究報告会の企画立案
- (2) 関東部会および関西部会の企画立案
- (3) 機関誌『交通学研究』の編集
- (4) その他関連する事項

## (組織)

第3条 編集委員会は、21名以内の委員から構成される。

- 2 編集委員長は、常務理事のうち一人が務める。
- 3 編集委員長及び編集委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 4 委員の互選によって、副委員長3名（関東2名、関西1名）を置く。副委員長は、委員長の業務を補佐するとともに、委員長不在の時には委員長の職務を代理する。

## (任期)

第4条 編集委員長の任期は、常務理事の任期（西暦奇数年から次の奇数年までの2年）と同一とする。また、再任することを妨げない。

- 2 編集委員の任期は、西暦偶数年の4月1日から次の西暦偶数年の3月31日までの2年とする。また、再任することを妨げない。
- 3 編集委員会の構成員は、任期が満了した場合においても、新たな構成員が就任するまでの間は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、引き続き在任する。
- 4 何らかの理由によって編集委員の欠員が生じた場合には、補充することができる。
- 5 第4項の規定によって補充された編集委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員会の開催)

第5条 編集委員会は、委員長が招集する。

- 2 編集委員会の議長は、原則として、委員長が務める。
- 3 編集委員会には、委員長が必要と認める時、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(編集委員会の定足数)

第6条 編集委員会は委任状を含めて編集委員会構成員の過半数の出席をもって成立する。

(編集委員会の表決)

第7条 編集委員会の議決は委任状を含めた出席者の過半数の賛成によってなされる。

2 第1項の議決に際して、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(委員会業務の委託)

第8条 編集委員会の業務の一部もしくは全部を、編集委員会の議を経て、他者に委託することができる。

2 編集委員会の主要業務を他者に委託する場合には、その詳細を内規等に定める。

(細則)

第9条 本規定の実施に必要な内規等については、編集委員会において別に定め、理事会の承認を要する。

(変更)

第10条 本規定の変更は、理事会の承認を要する。

付則 この規定は2007年10月7日から施行する。